

奈 財 財 第 4 1 5 号
平成 15 年 10 月 28 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 土 田 敏 朗 様
同 金 野 秀 一 様

奈良市長 大 川 靖 則

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 15 年 3 月 26 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 14 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 文化の振興に関する施設の管理・運営について

1 史跡文化センター（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

- ① 添付すべき備品シールが剥がれているものがあり、財団では備品に関するリストもないことから、備品管理を適正に行うには、備品一覧表を作成しておくべきである。
- ② 史跡文化センターが使用している備品は市の備品であり、財団に管理運営を委託しているが、備品の管理責任は文化振興課にあるため、財団に毎年度末に備品の棚卸しを行わせ、できれば文化振興課から立会人を派遣することを規定する必要がある。
- ③ 史跡文化センターが所有するワープロで廃棄すべきものもあり、財団規程では毎事業年度末に現物照合を実施することとなっているが、実施されていない。

【措置の内容】

- ① 備品シールの剥がれているものについては、改めて備品シールの貼り付けを行った。また、保管場所や備品の内容を明記した備品管理台帳を作成するとともに、館長名で「備品台帳の確認及び整理について」の取り扱い方法を職員等に明確にすることとしました。
- ② 財団に毎年度末に備品の棚卸しを行わせることとし、文化振興課から職員を立会人として派遣することとしました。
- ③ 史跡文化センターが所有するワープロで廃棄すべきものは、物品返納の手続きを完了し廃棄処分としました。
財団所有の備品を、毎事業年度末に現物照合することに関しては、市の備品の毎年度末棚卸しと合わせて実施することとしました。

2 なら100年会館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

- ① 市の会計規則に、財団使用の備品の取扱について定める必要がある。なら100年会館が使用している備品は市の備品であり、財団に管理運営を委託しているが、備品の管理責任は文化振興課にある

ため、財団に毎年度末に備品の棚卸しを行わせ、できれば文化振興課から立会人を派遣することを規定する必要がある。

また、財団において備品リストを適正に作成する必要がある。

- ② 自主事業に関するチケット販売の団体割引制度について、開館当初の受付マニュアルによると「自主事業の団体割引については、30人以上は10%引きとする」となっているものが、現在ではマニュアルとしての機能を果たしておらず、館長の裁量に基づいて割引率もまちまちとなっており、公平性の観点からも不適当である。
- ③ 設備等の保守点検や設備運転管理業務、清掃管理委託業務などを一括で協同組合に発注しているが、会館建物の特殊性からスムーズな業務遂行には技術経験が必要との理由から、契約方法は随意契約となっているが、清掃業務までこの理由が当てはまるとは考えられないことから、清掃管理業務委託は一括委託契約から分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。
- ④ 植栽管理委託契約について、エリア分けして3つの業者と委託契約しているが、委託業務の内容から一括して同じ業者に発注した方が効率的であり、全エリアを対象として委託契約を締結すべきである。
- ⑤ 電気設備、空調換気、給排水衛生など各種保守点検業務を委託しているが、委託業務に係る完了届が入手できていないが、少なくとも年度末には入手すべきである。

【措置の内容】

- ① 市の備品リスト及び財団の物品リストを作成し、年2回（3月、9月）に棚卸しを行なうことにより備品管理の適正化を図ることとしております。
- ② 平成15年4月から割引形態ごとに割引制度を明確に定め、適正・公平な運用を図りました。
- ③ 平成15年度より清掃管理業務委託を一括委託契約から分離して、指名競争入札による業者決定を行ないました。
- ④ 平成16年度より、全エリアを対象として、一括した委託契約を

締結する方向で検討を進めております。

- ⑤ 各種保守点検業務に係る完了届は、平成14年度より年度末に入手し、事務処理の適正化に努めました。

3 杉岡華郵書道美術館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

- ① 清掃、設備管理の委託契約は、開館当初の平成12年度に行い、その後入札されておらず、3年に一度入札を行う方針とのことであるが、特に清掃業務については、競争原理を働かせるためにも毎年度入札を行うべきである。
- ② 設備点検の各種保守点検業務を委託しているが、委託業務にかかる完了届が入手できていない。少なくとも、年度末には入手すべきである。
- ③ 財団作成備品リストが独自で作成されているが、市の所管課は備品保管綴りで管理しており、備品リストが特に活用されていないが、所管課では、備品保管票と備品リストを連動して一体管理し、既存の財団作成備品リストを有効活用すべきである。
- ④ 銀行勘定帳の作成が遅れており、財団の会計規則に従って作成されていない。また、預入れ、払出し時の不正を防ぐためにも、現金・預金の日計表は日次で作成する必要がある。

【措置の内容】

- ① 平成15年度から、清掃、設備管理（空調、電気、消防など）の委託業務は入札により業者決定を行ないました。
- ② 平成14年度末に、設備点検の各種保守点検委託業務にかかる完了届を委託業者から受領し、今後も完了届の受領を確実に行うことともに、毎月末の業務完了報告の受領も徹底することとしました。
- ③ 適正な備品管理のため、所管課の備品保管票と合わせて、財団作成の備品リストの活用を図ってまいります
- ④ 銀行勘定帳の作成は、日次で記帳することを確認し、適正な管理に努めました。

4 写真美術館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

- ① ミュージアムショップで受託販売する商品の一部について、受託販売契約書が取り交わされていないものが発見された。委託契約の内容については書面にて明らかにするとともに、所定の手続きによる決裁をうける必要がある。
また、取扱商品を追加するごとに委託販売契約書を作成しているが、作成漏れの危険性や、事務量の増大を考慮して、業者毎の一括した契約書作成などの工夫が必要である。
- ② 展示事業費とすべきところを施設管理運営事業費として計上しているが、財団会計規則では、異なる費目間の予算の流用は認められておらず、予算外支出については理事会の承認を受ける必要がある。
- ③ 委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、また、随意契約を行う場合でも明確な随意契約の理由が必要である。

【措置の内容】

- ① 平成15年度より、委託販売について覚書形式を採用し、取扱商品の追加等に際しては覚書に追加していく方式により、事務の適正化を図りました。
- ② 予算の執行にあたっては、異なる費目間の流用は行わないことを周知徹底し、万一、予算外支出が必要となった場合は、事前に理事会の承認を受けることを確認しました。
- ③ 平成15年度については随意契約としたが、随意契約の理由を「壁面前面ガラス仕様など、建物の構造の特殊性及び美術館に求められる質の高い清掃内容を実現できる実績を有する」と明記しました。
なお、平成16年度については入札を実施する予定です。

5 音声館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

- ① 日本民謡大観については、ラベルが貼付されておらず市の所有物

であることが確認できないものも発見されたが、財団が独自で購入している卷もあり、厳密に区分して管理する必要がある。

- ② 小型乗用自動車につき、6月19日に廃車されているが、8月8日現在物品の返納手続きが行なわれていない。物品が不要となった場合は、会計規則に則り、速やかに市に対して物品返納手続きを行なう必要がある。
- ③ 現預金保管している手提げ金庫が施錠されておらず、また手提げ金庫を保管している棚も施錠していないが、夜間も同様のことであり、施錠したうえで責任者が鍵を適切に管理すべきである。
- ④ 銀行勘定帳の作成が遅れており、財団の会計規則に従って作成されていない。また、預入れ、払出し時の不正を防ぐためにも、現金・預金の日計表は日次で作成する必要がある。
- ⑤ 委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。(但し、平成14年度については、清掃業務についてのみ入札を実施している。)

また、設備の保守点検や設備運転管理業務などを一括して協同組合に発注しているが、競争原理を働かせるためにも、委託契約をより細かく区分すべきである。

【措置の内容】

- ① 備品の管理に当たっては、市の備品と財団の備品を明確に区分し適正な管理に努めます。
- ② 直ちに廃車に伴う物品返納手続きを行ない、8月30日をもって抹消手続きを行いました。
- ③ 手提げ金庫は、業務時間中は常に利用するものであるが、業務終了時には手提げ金庫及び保管戸棚の施錠を行うとともに、総務係長を鍵の取扱い責任者として定め、現預金管理の徹底を図りました。
- ④ 銀行勘定帳の作成は、日次で記帳することを確認し、適正な管理に努めました。

⑤ 平成 14 年度より清掃業務及び機械設備管理業務委託については、指名競争入札を実施し、コスト削減に努めている。

設備の保守点検や設備運転管理業務などの分離発注につきましては、委託内容の見直しも考慮しつつ、検討を進めてまいります。

6 名勝大乗院庭園文化館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

① 委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。

【措置の内容】

① 平成 15 年度は従来通り一括発注としたが、今後、より精査することにより、分離して指名競争入札による業者決定を行なう方向で検討を進めます。

7 ならまち格子の家（経済部観光課）

【監査結果の要旨】

① 平成 13 年度について、委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。

【措置の内容】

① 可能な範囲で入札を実施するように指導します。

8 なら工藝館（経済部商工労政課）

【監査結果の要旨】

① 備品台帳から任意に 5 点抽出し現物と照合したところ、着尺巾小型織機 1 台にラベルの貼付が漏れており、市有備品が明らかになつ

ていなかった。ラベル貼付等により市有備品であることを明らかにしておく必要がある。

- ② 公衆電話から回収した現金が簿外資産となっている。本来ならば財団決算において、当該電話料金を通信費として経費計上するとともに、雑収入で受け入れるべきものである。

また、仮に簿外処理とするならば、公衆電話料金回収金は財団所有現金と明確に区分すべきであるが、それらは金庫内で混在している状態であり、管理状況も不適切である。

- ③ 平成13年度の委託関係について、一部業務が見積合わせを実施していた以外は随意契約により契約されている。清掃委託業務まで随意契約がなされているが、当該業務を随意契約する理由はないようと思われる所以、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働きかせ、コスト削減が可能であると考えられる。

(但し、平成14年度については、清掃業務についてのみ、入札を実施している。)

【措置の内容】

- ① 速やかに着尺巾小型織機にラベルを貼付し、市有備品であることを明らかにし、適正な備品管理に努めた。
- ② 公衆電話料金の管理については、毎月初めに電話機より回収し、その中から通話料金を支払い、残金は館所有現金と明確に区分し、適切な管理に努めた。

また、残金は決算時において財団の雑収入として処理している。

- ③ 清掃委託業務については、平成12年11月の開館後5カ月しか経過していなかったため、平成13年度に限り平成12年度の落札業者と随意契約としたが、平成14年度以降は毎年入札を実施し、経費の節減に努めました。

9 なら奈良館（経済部観光課）

【監査結果の要旨】

- ① つり銭準備金の取扱について、奈良市会計規則に当該規定がない

ため、職員の自己負担によってつり銭が準備されているが、今後、会計規則を整備し、出納員からの申請に基づき、必要最低額を交付すべきである。

- ② なら奈良館には文化財課所管となっている「ならまち復元模型」が展示されているが、使用している財産は適切に所管換えする必要がある。

【措置の内容】

- ① なら奈良館は、平成15年4月1日より（社）奈良市観光協会に管理を委託し、入館料の徴収事務についても、地方自治法施行令第158条第1項の規定により同協会に委託し、効率的な運営に努めております。

なお、つり銭準備金の取り扱いについては、同協会において適切な会計事務が行なわれるよう指導しています。

- ② 機構改革に伴い、なら奈良館の業務を觀光課が引き継ぐため、平成15年4月1日付で觀光課に所管換え手続きを行いました。